

平成19年12月14日
横浜植物防疫所長

横浜植物防疫所入札等監視委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平成19年11月2日の「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて、随意契約の適正化の一層の推進について（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において設置することとされた部局ごとの入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の構成、開催、庶務その他委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第2条 委員会は、平成5年12月21日付けの中央建設業審議会会長からの建議を受けて、入札・契約手続の改善に関する具体的対応について（平成6年2月23日付け6経第205号農林水産事務次官依命通知）において設置することとされた入札監視機関とする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、横浜植物防疫所長（以下「所長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 植物防疫（事務）所に所属する契約担当官等が締結した契約のうち、次に掲げる契約を除いたものの変更契約を含めたものに関し、その入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

イ 国の収入原因契約

ロ 国の行為を秘密にする必要がある契約

ハ 予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約

(2) 前号の契約のうち、委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知）第3に規定する再苦情及び請負工事成績評定要領（平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知）第11に規定する苦情の処理を行うこと。

(委員会の構成及び庶務の設置)

第4条 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、所長が委嘱する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員会は、委員3人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

7 特定の契約につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る審議に参加することができない。

8 委員会の庶務は、契約に直接関与しない横浜植物防疫所総務部会計課監査官が処理する。

(委員会の開催)

第5条 第3条第1項第1号及び第2号の事務に係る委員会は、原則として次表の報告対象期間に対応した開催時期欄に掲げる時期に開催する。ただし、このほか必要に応じて開催することは妨げない。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	前年度の第4四半期(1月～3月)
8月又は9月	当年度の第1四半期(4月～6月)
11月又は12月	当年度の第2四半期(7月～9月)
2月又は3月	当年度の第3四半期(10月～12月)

2 委員会への報告は、次表の事項欄に掲げる事項のうち該当する事項に対応して作成する資料欄に掲げる資料を報告することにより行うものとする。

事項	作成する資料
競争入札による契約(公共工事等)	競争入札(公共工事等) (別紙様式第1)
随意契約(公共工事等)	随意契約(公共工事等) (別紙様式第2)
競争入札による契約(物品・役務等)	競争入札(物品役務等) (別紙様式第3)
随意契約(物品・役務等)	随意契約(物品役務等) (別紙様式第4)
再度入札における一位不動の状況 (土木一式工事、建築一式工事)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第5)
再度入札における一位不動の状況 (測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他の公共工事等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第6)
再度入札における一位不動の状況 (物品の製造、物品の購入、役務の提供等)	再度入札における一位不動状況 (別紙様式第7)
指名停止	指名停止等一覧表(別紙様式第8)

3 委員会の委員に対して「公正入札等調査委員会の設置について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知)別表に掲げる公正入札等調査委員会から、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第3の規定に基づく報告があった場合には、原則として、当該報告のあった直後の委員会において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告するものとする。ただし、委員会の委員に、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第3の2(1)なお書に該当する者がいる場合には、委員会での報告は行わず、利害関係のない委員に対して持ち回りその他適宜の方法により報告するものとする。

4 委員会において審議を受ける契約の抽出は、当該委員会に先立ち、委員長が別紙様式第1から別紙様式第4に記載されている契約の中から、委員会が定める方法により行うものとする。この場合において、抽出を行う委員長は、一般競争入札、指名競

争入札又は企画競争による随意契約であつて応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとする。なお、事務局は、応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人を契約の相手方とする契約について、重点的に抽出が行えるよう当該契約に関する情報を適切に提供するものとする。

5 第3条第1項第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、第7条第1号の場合、必要に応じ開催する。なお、再苦情の申立は、再苦情申立書（別紙様式第9）を提出して行うものとする。

6 委員会は非公開とする。

（意見の具申又は勧告）

第6条 委員会は、第3条第1項第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、所長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。この場合、所長は、その内容を契約担当官等が所属する所の長（以下「所属長」という。）に通知するものとする。

2 所長は、委員会からの前項の意見の具申又は勧告があつたときは、消費・安全局長（以下「局長」という。）を通じて大臣官房経理課長に速やかに報告するとともに、大臣官房経理課長との協議により当該意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものと判断した場合は、速やかに局長に報告するものとする。（局長が大臣官房長に報告）

3 所長は、委員会からの第1項の意見の具申又は勧告があつたときは、事案の調査及び改善策の検討を行い、その結果を前号と同様の手順で報告するものとする。（必要に応じ、局長が政務三役及び事務次官に説明）

4 所長は、第2項及び前項に規定する報告を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の委員会に報告しなければならない。

5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に、必要があると認めるときはその内容を公表することができる。

（再苦情の処理）

第7条 所長は、非指名理由の通知に係る苦情の処理を行う場合、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して示すものとする。その場合、再苦情の申立ては、非指名理由の通知に係る苦情の処理の回答が行われてから7日（この日数は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含めないものとする。以下同じ。）以内に、所長に対して、書面により行わなければならない旨を明示する。

2 所長は、再苦情の申立てがあつた場合、委員会に審議を依頼するものとする。

3 委員会は、第3条第1項第3号の事務に関し、前項の再苦情の申立てがあつたときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるとして却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

4 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を所長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。

5 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならない。

6 所長は、前項の報告がなされた時は、その日から7日以内を目途に申立者に対して、その結果を回答するものとする。この際、申立てが認められなかったときに申立てに根拠が認められないと判断された理由を示し、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、これに伴い所長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、第3条第1項各号の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(公表)

第9条 所長は、委員の構成として、委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後、遅滞なく、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

2 所長は、委員に変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後、遅滞なく、これを前項と同様の方法により公表する。

3 所長は、審議に係る議事の概要を別紙様式第10により取りまとめの上、別紙様式第1から別紙様式第4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後、遅滞なく、これを前各号と同様の方法により公表する。

(報告)

第10条 所長は、第9条の委員の構成と変更及び審議に係る議事の概要について、公表後速やかに、本省の担当課を経由して別紙様式第11により大臣官房経理課長に報告を行うものとする。

附則 この規則は、平成19年12月14日から施行する。

附則(平成21年4月1日横植第177号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成23年4月1日横植第1344号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成23年4月11日横植第65-1号)

この規則は、平成23年4月11日から施行する。